

旅券の国内集中作成の開始（2025年3月24日）

1 申請から交付までの必要日数の増加

2025年3月24日から、旅券（パスポート）の偽変造対策を強化するため、顔写真ページにプラスチック基材を用いた「2025年旅券」の発給開始を予定しています。

※現在お持ちの旅券は有効期限まで使えます。

現在は、旅券の申請から交付まで約4日で行っていますが、本年3月24日以降の申請は日本国内で旅券が作成されて当館まで配送されることとなるため、2週間～1か月程度の日数を要する見込みです（日本国内での申請は2週間程度）。

この機会に、改めて、現在お持ちの旅券の有効期限をご確認いただき、計画的な旅券申請をご検討下さい。

旅券の切替（更新）は、原則、残存有効期間が1年未満の場合に申請が可能ですが、当地のビザ取得のため等、特に事情がある場合には、「事情説明書兼確認書」に必用事項を記載の上、申請時に提出してください（オンライン申請の場合はデータをアップロードしてください）。

2 遠隔地居住者に対する旅券即日発給サービスの終了

これまで、遠方にお住まいで書面での申請を希望する邦人の方に限り、申請と同日中に発給するサービスを行っていましたが、日本国内での旅券の集中作成開始に伴い、本年3月24日以降、同サービスを提供できなくなります。遠方にお住まいの方におかれては、この機会に、是非、オンライン申請の利用をご検討ください（事前のオンライン申請により、来館は交付の際のみとなります）。

オンライン申請の利用方法は、当館ホームページをご確認ください。

3 旅券の盗難・紛失時の対応

本年3月24日以降に第三国在留の方等が当地を訪問されている際に旅券の紛失・盗難に遭ってしまった場合、新規旅券の申請が必要となりますが、事情があって日本から送付される新旅券の交付を待つことができない場合には、「緊急旅券」を発給することになります。この緊急旅券にはICチップが搭載されておらず、渡航先国によって査証の取得を求められる場合があり、その結果相当期間にわたって当地に滞在をすることになる場合も想定されます。

※旅券の紛失・盗難等にはくれぐれもお気を付けてください。

なお、日本へ帰国される方に対しては、「帰国のための渡航書」を発給します。

第三国在留の方についても、「緊急旅券」ではなく「帰国のための渡航書」により日本へ一時帰国し、日本で新規に旅券を作成してから在留地へ戻ることも可能です。

【外務省ホームページ】：[旅券（パスポート）よくあるお問い合わせ](#)